

西宮市屋外広告物条例第 12 条第 2 項の規定に基づく許可の基準

西宮市屋外広告物条例(平成 19 年度西宮市条例第 31 号。以下「条例」という。)第 12 条第 2 項の規定による許可の基準(西宮市告示甲第810号の一部)を改めたので告示する。

令和元年8月7日

西宮市長 石井 登志郎

3 大規模小売店舗等において自己の敷地に建植えする自家用広告物等を表示し、又は設置する場合の特例

次の(1)に掲げるすべての要件を満たすものについて、(2)に掲げる特例の基準を定める。

(1) 要件

ア つぎのいずれかに係る自家用広告物等であること

- (ア) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)に規定する大規模小売店舗
- (イ) (ア)に掲げるもののほか、一の建物であって、その建物内の小売店舗面積(飲食店業を除き、物品加工修理業を含む)の合計が 500 平方メートルを超えるもの
- (ウ) 不特定の利用者の用に供する駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上であるものを有する施設
- (エ) 敷地面積が 10,000 平方メートル以上である施設

イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該施設及び専用の自動車又は自転車の駐車場所(以下これらを「駐車場」という。)への円滑な誘導に特に必要と認められるもの。

(2) 基準

ア 許可地域等における許可の基準

区分	特例基準	
	(1)要件 ア(ア)、(イ)に掲げる店舗及び(エ)に掲げる施設	(1)要件 ア(ア)、(イ)に掲げる店舗及び(ウ)に掲げる施設
	店舗面積が 3000 平方メートル以上のもの	店舗面積が 500 平方メートルを超え、3000 平方メートル未満のもの
(ア) 数量	敷地に接する道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)ごとに2基以下であること。ただし、駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示する広告物、駐車場の満空を表示する広告物、駐車場を管制するための広告	2 基以下であること。ただし、駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる。

	物並びにこれらに類する広告物(以下これらを「駐車場表示広告物等」という。)は、基数に算入しないことができる。
(イ) その他の表示方法	<p>a 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが 5 メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものであること。</p> <p>b 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面積の面積の 4 分の 1 以下であること。</p>

イ 禁止地域における適用除外の許可の基準

区分	特例基準	
第1種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1 事業所等につき、10 平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が 5 平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計 5 平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	3 枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	<p>a 建築物の壁面から突出しないものであること。</p> <p>b ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。</p> <p>c 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の 4 分の 1 以下であること。</p>
第2種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1 事業所等につき、20 平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が 10 平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計 10 平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	4 枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	<p>a ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオンサインを除く。)については、この限りではない。</p> <p>b 光源の点滅がないものであること。</p> <p>c 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は</p>

		商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。
第3種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1 事業所等につき、30 平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が 15 平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計 15 平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	5 枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	<p>a ネオン管の露出しているネオンサインを使用しないものであること。</p> <p>b c に掲げるものを除き、光源の点滅が急速でないものであること。</p> <p>c 高速自動車国道及び自動車専用道路の区間並びにこれから展望できる地域で条例第10条第1項第15号に規定する市長が指定する区域に存する建築物の屋上に表示し、又は設置する広告板又は広告塔にあつては、光源の点滅がないものであること。</p> <p>d 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。</p>

4 実施日 令和元年8月7日